

横浜市立西が岡小学校PTA規約

<保存版>

横浜市立西が岡小学校PTA発行

横浜市立西が岡小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 この会は横浜市立西が岡小学校PTAといい、事務所を本校内におく。

第2章 目的

第2条 この会は家庭と学校が協力して、心身ともに健康な児童の成長をはかることを目的とする。

第3章 方針

第3条 この会は児童の教育を本旨として、次の方針により活動する。

- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と適正に協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また他の団体や機関の干渉を受けない。
- 3 この会や役員名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校の教育活動を助けるための意見、要望を申し出ることができるが、学校の管理運営や人事には干渉しない。

第4章 会員

第4条 横浜市立西が岡小学校に在籍する児童の保護者及び本校に勤務する教職員をもって会員とする。

第5条 会員は、会費を納め、平等な義務と権利を有する。

第5章 会計

第6条 この会の経費は原則として、会費をもって運用する。

第7条 会費は、1ヵ月1世帯300円とする。

第8条 経費は、総会で議決された予算に基づいて行われる。

第9条 決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、新年度予算が成立するまで前年度に準じて執行する。

第6章 役員及び会計監査

第11条 この会の役員及び会計監査は次の通りとする。

- | | | | |
|---|-------|----|-------------|
| 1 | 会 長 | 1名 | (保護者) |
| 2 | 副 会 長 | 2名 | (保護者) |
| 3 | 書 記 | 3名 | (保護者2・教職員1) |
| 4 | 会 計 | 3名 | (保護者2・教職員1) |
| 5 | 会計監査 | 2名 | (保護者) |

会長以外の役員の数は実行委員会において必要と認められた場合、変更することができる。変更は実行委員会で認められた当該年度に限るものとする。

第12条 役員及び会計監査は、総会において承認され、任期は1年とする。再任は妨げないが、役員及び会計監査の兼任はできない。ただし上限を3年とする。
欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とし、実行委員会が協議決定、次回総会または文書によって報告する。

第13条 役員及び会計監査の任務は、次の通りとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を総括し、総会、役員会、実行委員会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理を務める。
- 3 書記は、総会ならびに実行委員会の議事を記録し、文書の整理をする。
- 4 会計は、本会のすべての金銭の収入、支出を記録し、総会において会計監査を経て、決算報告をする。また横浜市安全教育振興会の事務を担当する。
- 5 会計監査は、本会計を学期ごとに監査し、その結果を総会で報告する。

第7章 役員・会計監査推薦委員会

第14条 推薦委員会は11月までに構成し、委員の選出は次のように行い、会員に通知する。

- 1 役員より2名以内
- 2 教職員より2名
- 3 校外委員より2名
- 4 学年学級委員・環境保健委員・広報委員より6名（各学年1名）

第15条 推薦委員会の正副委員長各1名は、委員の互選により選出する。

第16条 推薦委員会は選出する役員及び会計監査を会員に公示し、立候補及び推薦を受け付ける。
但し、推薦委員は役員及び会計監査の候補にはなれない。

第17条 推薦委員会は、本人の同意を得て推薦し、総会の5日前までに候補者を決め会員に公示する。

第18条 PTA会長、校長、副校長は相談役として参加し、推薦委員の任期は総会にて役員及び会計監査の承認をもって終わる。

第8章 総会

第19条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。

第20条 総会は年2回とし、年度始め、年度末に開催する。

- 1 年度末総会は、次年度役員及び会計監査の信任、その他の事項を行う。
(書面総会に代えることもできる。)
- 2 年度始め総会は、事業報告、決算報告、会計監査報告、新年度役員及び会計監査の紹介。
新年度事業計画及び予算案の審議、その他必要な事項に関する審議ならびに承認。
- 3 総会の成立定数は全会員の3分の1(委任状を含む)とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第21条 臨時総会は、実行委員会が必要と認めるとき、または、全会員の3分の1以上の要求があった場合に会長が招集する。

第9章 役員会及び実行委員会

第22条 役員会の構成ならびに任務は次のようにする。

- 1 会長、副会長、書記、会計及び校長をもって構成する。
- 2 役員会は、PTAを運営するのに必要な事項を協議調整する。
- 3 審議検討内容により、各委員会の委員長も加わることもある。

第23条 実行委員会の構成ならびに任務は次のようにする。

- 1 役員会、学年学級委員会・環境保健委員会・広報委員会・校外委員会の正副委員長をもって構成する。
- 2 委員会において立案された事業計画を審議検討する。
- 3 総会の議案について調整審議する。
- 4 その他必要ある事項を処理する。
- 5 必要ある場合には、特別委員会を設置し、任務の終了をもって解散とする。
- 6 役員(会長においては副会長)及び会計監査に欠員が生じた場合は、これを補充する。

第24条 実行委員会は原則として、月1回開催する。また、会長が必要と認めたときは、臨時に開催する。

- 1 実行委員会委員の2分の1以上の出席をもって開催する。
- 2 議事は出席者の過半数をもって決める。

第10章 各種委員会

第25条 この会に次の委員会を置き、主として次の活動を行う。

- 1 学年学級委員会
学年、学級の情報の交換、会員の親睦をはかる。
- 2 環境保健委員会
学校教育を支援するため、環境保健活動にあたる。
- 3 広報委員会
広報誌等によってPTA活動などを会員に知らせる。
- 4 校外委員会
児童の登下校の安全、地域の健全な教育環境の向上につとめる。

第11章 改正・その他

第26条 この会の規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

第27条 この会の運営に関し、細則または内規を設定または廃止することができる。
細則または内規の設定・改正、または廃止は実行委員会の議決を経て定める。

第28条 細則を設定・改正、または廃止した場合には、総会に報告し、承認を得る。

第12章 附則

第29条 この規約は平成7年7月6日より施行する。
この規約は平成8年3月2日より一部改正して施行する。
この規約は平成10年3月7日より一部改正して施行する。
この規約は平成11年3月6日より一部改正して施行する。
この規約は平成12年3月4日より一部改正して施行する。
この規約は平成24年5月31日より一部改正して施行する。
この規約は平成25年1月29日より一部改正して施行する。
この規約は令和元年5月21日より一部改正して施行する。
この規約は令和2年9月10日より一部改正して施行する。

糸田 貝町

1 書面総会について

- ・ 次年度役員及び会計監査の信任のみとする。
- ・ 信任、不信任用紙の提出締切日を総会日とする。
- ・ 公示日は、総会の10日前までとする。
- ・ 公正を期するため保護者及び教職員の代表者立会いのもと開封する。
- ・ 非常事態等、会員が一同に参集できないと役員会が判断した場合は、書面（電磁的記録を含む）による審議の上、書面（電磁的記録を含む）表決にて決議する。その場合は質問期間を設ける。

2 各種委員会の運営について

○学年学級委員会・環境保健委員会・広報委員会

- ・ 各学年より各委員会該当数を互選し、うち若干名が学年代表となり、正副委員長・書記・会計とする。
- ・ 会員の必要、要望に応じた企画・運営・実践をはかる。

○校外委員会

- ・ 各地区の推薦者をもって構成し、委員の互選により、委員長1名・副委員長2名をおく。

3 実行委員会の開催について

- ・ 総会の議案に関する調整審議がない場合に限り、実行委員会を書面（電磁的記録を含む）により開催・議決することができる。

内 規

1 慶弔について

○弔事に関すること

- (1) 会員が死亡したときは、5000円と花輪を供える。
児童が死亡したときは、5000円と花輪を供える。
- (2) 児童が学校における負傷等で入院または傷病で入院の場合は、1ヵ月以上にわたる時、ともに見舞金3000円を贈る。

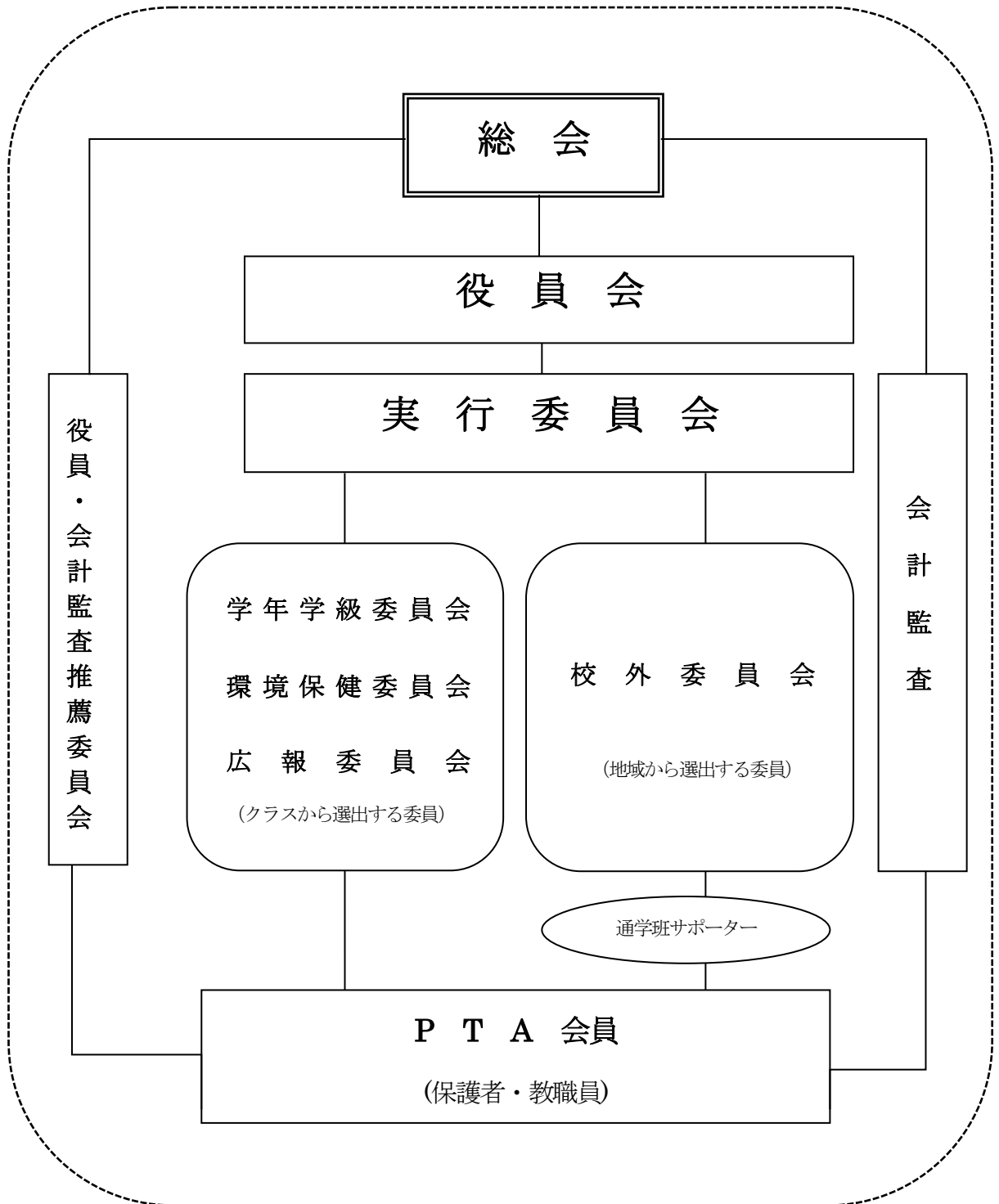
○その他

- (1) 教職員の転退任にあたっては、3000円を贈る。

○その他必要（慶事、見舞い等）に応じ、役員で協議決定し、実行委員会に報告する。

- (1) 教職員の家族（配偶者及び血族の一親等ならびに同居の義養父母に限る）が死亡したときは、3000円と花輪を供える。

《西が岡小学校PTAのしくみ》



お子様の卒業時まで大切にお持ちください

R2改訂